

〈参考 1〉 中心市街地活性化施策の検証と運用状況

1. 中心市街地活性化施策の経緯

(1) 大規模小売店舗法の施行と廃止

- 中小企業小売業者の保護、小売業の正常な発展を目的として、大規模小売店舗法（以下「大店法」という。）が昭和49年3月に施行。
- 昭和54年5月には、改正大店法が施行し、第二種大規模小売店（500㎡～1,500㎡）を調整対象に追加する等の規制を強化。
- ※ 第一種大規模小売店（3,000㎡以上、特別区・指定都市は6,000㎡以上）
- しかしながら、昭和60年代以降の内需拡大、規制緩和、日米構造協議等を背景に、平成4年1月の改正大店法施行において、商業活動調整協議会（大型店の新設・増設を調整）を廃止する等の規制を緩和。
- 平成12年6月に大店法廃止 ⇒ 「大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）」施行。

(2) 「まちづくり三法」の制定

- 大店法の廃止に合わせ、「まちづくり三法」を制定。
 - ・「大店立地法」の制定（平成12年）
 - ・「中心市街地活性化法」の制定（平成10年）
 - ・「都市計画法」の改正（平成10年：大型店の郊外土地規制を措置（特別用途地区、特別用途制限地域））

(3) 「まちづくり三法」の見直し

- 「中心市街地活性化法」の改正（平成18年）
 - ・国の体制強化 ⇒ 中心市街地活性化本部の設置、国の認定制度を創設
 - ・推進体制の整備 ⇒ 中心市街地活性化協議会を法制化
 - ・公共公益施設の集積促進・まちなか居住の推進
- 「都市計画法」の改正
 - ・大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し（6地域→3地域）
 - ・非線引き都市計画区域内等における大規模集客施設の立地は原則不可
- 「大店立地法」の指針改定
 - ・認定市において、大規模小売店舗の出店手続を実質的に撤廃

- ・大規模小売店舗併設サービス施設を必要駐車台数の算定に追加
- (4) その後の「中心市街地活性化法」の改正
- 義務付け・枠付けの廃止の観点から「地域主権改革一括法」による改正
 - ・目標設定の努力義務化

2. 改正中心市街地活性化法の運用状況

(1) 全体の状況

- 認定計画数は、110市113地区121計画（平成24年12月末現在）。
- 110市のうち、3市で2地区の計画認定 ～静岡、北九州、熊本
- 110市のうち、人口30万人以上が34市（37地区・38計画）
人口30万人以上の都市総数85の40%
- 110市のうち、都道府県庁所在地は29（47都道府県の61.7%）
- 113地区中、計画期間終了、2期未認定は8地区
帯広、砂川、千葉、浜松、宝塚、和歌山、府中、八代
- 113地区中、計画期間終了、2期認定は8地区
富山、青森、岐阜、高岡、金沢、長野、熊本(熊本)、豊後高田
- 認定市が多い都道府県は、①北海道（9市）、②兵庫県（8市）、③青森県（5市）、④静岡県（5市）。一方、認定市が全くないのは、東京都、神奈川県、徳島県の三都県。
- 町村レベルで認定を受けた事例は、熊本県植木町（合併により現在は「熊本市（植木地区）」）のみ。

(2) 計画期間及び目標（指標）

- 計画期間
計画期間は、「中心市街地の活性化を図る基本的な方針」（平成18年9月8日閣議決定）において「おおむね5年以内を目安」に市町村が設定することとなっており、多くの計画（約83%、121件中100件）が4年半～5年半で設定している。

【計画期間別件数】

～4年：2件、4年～4年半：13件、4年半～5年：35件、
5年～5年半：65件、5年半～：6件

○ **目標（指標）の設定**

各計画とも複数の目標（指標）を設定しており、平均すると2.96
目標。ただし、平成22～24年度新規認定計画16計画の平均目標
設定数は2.06目標と減少傾向が見られる。

【目標（指標）数別計画件数】

2指標：40件、3指標：53件、4指標：24件、5指標：4件

○ **設定されている目標（指標）の内訳**

各計画に設定されている目標（指標）のうち、最も多いのは「通行量」
であり、居住人口等、施設入込数等なども比較的多い。一方、空き店
舗数や公共交通機関利用を設定しているケースは比較的少ない。

【目標（指標）数別計画件数】

歩行者通行量等：123件、居住人口等：75件、年間小売販売額等：
37件、

空き店舗数等：19件、施設入込数等：63件、公共交通機関利用：
12件、

その他（事業所数等）：26件

中心市街地活性化基本計画の人口規模別認定状況

1. 人口30万人以上の基礎的地方公共団体(全85市・区)

	市・区	都道府県	人口	種別	中活認定状況		都市再生緊急整備地域
					I期	II期	
1	横浜市	神奈川県	3,697,006	政令指定都市、県庁所在地			○
2	大阪市	大阪府	2,677,375	政令指定都市、府庁所在地			○
3	名古屋市	愛知県	2,266,693	政令指定都市、県庁所在地	○		○
4	札幌市	北海道	1,911,600	政令指定都市、道庁所在地			○
5	神戸市	兵庫県	1,542,128	政令指定都市、県庁所在地	○		○
6	福岡市	福岡県	1,492,254	政令指定都市、県庁所在地			○
7	京都市	京都府	1,472,578	政令指定都市、府庁所在地			○
8	川崎市	神奈川県	1,439,164	政令指定都市			○
9	さいたま市	埼玉県	1,235,428	政令指定都市、県庁所在地			○
10	広島市	広島県	1,181,410	政令指定都市、県庁所在地			○
11	仙台市	宮城県	1,060,877	政令指定都市、県庁所在地			○
12	北九州市(小倉地区) 北九州市(黒崎地区)	福岡県	971,788	政令指定都市	○		○
13	千葉市	千葉県	963,508	政令指定都市、県庁所在地	○	—	○
14	世田谷区	東京都	885,492	特別区			
15	堺市	大阪府	842,426	政令指定都市			○
16	新潟市	新潟県	811,386	政令指定都市、県庁所在地	○		
17	浜松市	静岡県	797,033	政令指定都市	○	—	○
18	熊本市(熊本地区) 熊本市(植木地区)	熊本県	737,687	政令指定都市、県庁所在地	○ ○	○	
19	相模原市	神奈川県	719,709	政令指定都市			○
20	練馬区	東京都	717,570	特別区			
21	岡山市	岡山県	712,727	政令指定都市、県庁所在地			○
22	静岡市(静岡地区) 静岡市(清水地区)	静岡県	712,369	政令指定都市、県庁所在地	○ ○		○
23	大田区	東京都	696,439	特別区			
24	足立区	東京都	685,542	特別区			
25	江戸川区	東京都	674,282	特別区			
26	船橋市	千葉県	611,889	中核市			
27	鹿児島市	鹿児島県	607,203	中核市、県庁所在地	○		
28	八王子市	東京都	581,385				
29	川口市	埼玉県	563,299	中核市			○
30	杉並区	東京都	550,538	特別区			
31	板橋区	東京都	536,305	特別区			
32	姫路市	兵庫県	536,300	中核市	○		
33	松山市	愛媛県	517,181	中核市、県庁所在地	○		
34	宇都宮市	栃木県	514,626	中核市、県庁所在地			
35	東大阪市	大阪府	507,616	中核市			
36	西宮市	兵庫県	484,702	中核市			
37	松戸市	千葉県	480,886				
38	倉敷市	岡山県	477,651	中核市	○		
39	大分市	大分県	476,544	中核市、県庁所在地	○		
40	市川市	千葉県	469,472				
41	江東区	東京都	468,056	特別区			○
42	金沢市	石川県	463,351	中核市、県庁所在地	○	○	
43	福山市	広島県	462,114	中核市			○
44	尼崎市	兵庫県	450,264	中核市	○		○
45	葛飾区	東京都	440,275	特別区			
46	長崎市	長崎県	439,016	中核市、県庁所在地			
47	町田市	東京都	427,473				
48	豊田市	愛知県	421,381	中核市	○		

49	富山市	富山県	421,294	中核市、県庁所在地	○	○	
50	高松市	香川県	420,326	中核市、県庁所在地	○		○
51	藤沢市	神奈川県	416,756				○
52	横須賀市	神奈川県	413,302	中核市			
53	岐阜市	岐阜県	412,243	中核市、県庁所在地	○	○	○
54	枚方市	大阪府	406,931	特例市			
55	柏市	千葉県	404,350	中核市	○		○
56	宮崎市	宮崎県	402,343	中核市、県庁所在地	○		—
57	豊中市	大阪府	391,536	中核市			○
58	長野市	長野県	379,867	中核市、県庁所在地	○	○	
59	一宮市	愛知県	379,108	特例市			
60	豊橋市	愛知県	375,194	中核市	○		
61	岡崎市	愛知県	374,218	中核市			
62	高崎市	群馬県	371,641	中核市	○		
63	品川区	東京都	369,314	特別区			○
64	和歌山市	和歌山県	367,359	中核市、県庁所在地	○	—	
65	奈良市	奈良県	364,498	中核市、県庁所在地	○		
66	吹田市	大阪府	360,194	特例市			
67	高槻市	大阪府	355,543	中核市	○		○
68	旭川市	北海道	350,546	中核市	○		
69	川越市	埼玉県	346,538	中核市	○		
70	所沢市	埼玉県	342,310	特例市			
71	高知市	高知県	341,740	中核市、県庁所在地	○		
72	大津市	滋賀県	340,454	中核市、県庁所在地	○		
73	前橋市	群馬県	337,512	中核市、県庁所在地			
74	北区	東京都	333,512	特別区			
75	いわき市	福島県	330,273	中核市			
76	越谷市	埼玉県	328,486	特例市			
77	郡山市	福島県	328,119	中核市			
78	新宿区	東京都	326,708	特別区、都庁所在地			○
79	秋田市	秋田県	321,797	中核市、県庁所在地	○		
80	那覇市	沖縄県	319,309	県庁所在地			○
81	中野区	東京都	313,660	特別区			
82	四日市市	三重県	307,220	特例市			
83	春日井市	愛知県	306,916	特例市			
84	久留米市	福岡県	301,998	中核市	○		
85	盛岡市	岩手県	300,062	中核市、県庁所在地	○		

※人口：推計人口(国勢調査による人口(法定人口)を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。掲載データは平成24年9月1日～12月1日現在の値)

※政令指定都市：地方自治法第252条の19第1項に定める政令による指定を受けた法定人口50万以上の市

※中核市：地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた法定人口30万人以上の市

※特例市：地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令による特別指定を受けた法定人口が20万人以上の市

※特別区：地方自治法第281条第1項で「都の区」と規定される市に準ずる基礎的的地方公共団体

※中活認定市又は都市再生緊急整備地域は「○」、計画期間が終了した認定市は「—」

2. 人口20万人以上～30万人未満の基礎的地方公共団体(全45市・区)

	市(区)	都道府県	人口	種別	中活認定状況		都市再生緊急整備地域
					I期	II期	
1	青森市	青森県	295,957	中核市、県庁所在地	○	○	
2	明石市	兵庫県	290,657	特例市	○		
3	豊島区	東京都	287,673	特別区			
4	福島市	福島県	284,055	県庁所在地	○		
5	津市	三重県	282,980	県庁所在地			
6	長岡市	新潟県	279,845	特例市	○		
7	市原市	千葉県	278,834				
8	茨木市	大阪府	277,341	特例市			
9	函館市	北海道	277,044	中核市			
10	下関市	山口県	276,328	中核市	○		
11	目黒区	東京都	270,408	特別区			
12	八尾市	大阪府	270,159	特例市			
13	水戸市	茨城県	269,748	特例市、県庁所在地			
14	加古川市	兵庫県	268,390	特例市			
15	福井市	福井県	266,066	特例市、県庁所在地	○		
16	徳島市	徳島県	263,546	県庁所在地			
17	平塚市	神奈川県	259,371	特例市			
18	佐世保市	長崎県	258,520	特例市			
19	府中市	東京都	256,649				
20	山形市	山形県	254,275	特例市、県庁所在地	○		
21	富士市	静岡県	252,906	特例市			
22	墨田区	東京都	249,196	特別区			
23	草加市	埼玉県	244,882	特例市			
24	松本市	長野県	243,310	特例市			
25	寝津川市	大阪府	238,761	特例市			○
26	佐賀市	佐賀県	236,663	県庁所在地			
27	春日部市	埼玉県	236,347	特例市			
28	茅ヶ崎市	神奈川県	236,093	特例市			
29	八戸市	青森県	235,609	特例市	○		
30	呉市	広島県	235,073	特例市			
31	大和市	神奈川県	231,046	特例市			
32	宝塚市	兵庫県	228,235	特例市	○	—	
33	調布市	東京都	225,057				
34	厚木市	神奈川県	224,972	特例市			○
35	上尾市	埼玉県	224,326				
36	太田市	群馬県	217,451	特例市			
37	つくば市	茨城県	217,263	特例市			
38	港区	東京都	210,226	特別区			○
39	渋谷区	東京都	209,796	特別区			○
40	文京区	東京都	209,712	特別区			
41	松江市	島根県	207,719	特例市、県庁所在地	○		
42	伊勢崎市	群馬県	207,395	特例市			
43	荒川区	東京都	204,472	特別区			
44	熊谷市	埼玉県	201,376	特例市			
45	上越市	新潟県	201,153	特例市	○		

※人口：推計人口(国勢調査による人口(法定人口)を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。掲載データは平成24年9月1日～12月1日現在の値)

※政令指定都市：地方自治法第252条の19第1項に定める政令による指定を受けた法定人口50万以上の市

※中核市：地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた法定人口30万人以上の市

※特例市：地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令による特別指定を受けた法定人口が20万人以上の市

※特別区：地方自治法第281条第1項で「都の区」と規定される市に準ずる基礎的地方公共団体

※中活認定市又は都市再生緊急整備地域は「○」、計画期間が終了した認定市は「—」

3. 人口20万人未満の基礎的地方公共団体の内、都道府県庁所在地、特例市、特別区、中活認定市、都市再生緊急整備地域(73市・区)

	市(区)	都道府県	人口	種別	中活認定状況		都市再生緊急整備地域
					I期	II期	
1	沼津市	静岡県	198,159	特例市	○		
2	岸和田市	大阪府	198,086	特例市			
3	伊丹市	兵庫県	197,395		○		
4	小田原市	神奈川県	196,880	特例市			
5	甲府市	山梨県	196,306	特例市、県庁所在地	○		
6	山口市	山口県	195,725	県庁所在地	○		
7	鳥取市	鳥取県	195,720	特例市、県庁所在地	○		
8	弘前市	青森県	181,241		○		
9	台東区	東京都	179,741	特別区			
10	高岡市	富山県	174,051		○	○	
11	帯広市	北海道	168,532		○	—	
12	大垣市	岐阜県	160,612		○		
13	上田市	長野県	158,548		○		
14	川西市	兵庫県	156,095		○		
15	石巻市	宮城県	149,042		○		
16	米子市	鳥取県	148,207		○		
17	守口市	大阪府	145,266				○
18	藤枝市	静岡県	143,030		○		
19	諫早市	長崎県	139,901		○		
20	鶴岡市	山形県	134,254		○		
21	沖縄市	沖縄県	132,212		○		
22	飯塚市	福岡県	130,631		○		
23	八代市	熊本県	130,582		○	—	
24	中央区	東京都	130,014	特別区			○
25	小樽市	北海道	129,535		○		
26	唐津市	佐賀県	125,550		○		
27	北見市	北海道	124,250		○		
28	別府市	大分県	123,227		○		
29	長浜市	滋賀県	122,815		○		
30	掛川市	静岡県	115,416		○		
31	西條市	愛媛県	111,298		○		
32	東海市	愛知県	109,930		○		
33	酒田市	山形県	108,948		○		
34	飯田市	長野県	103,947		○		
35	伊賀市	三重県	95,301		○		
36	大村市	長崎県	91,433		○		
37	岩見沢市	北海道	88,783		○		
38	日光市	栃木県	87,531		○		
39	大仙市	秋田県	86,314		○		
40	越前市	福井県	84,798		○		
41	中津川市	岐阜県	80,019		○		
42	長岡京市	京都府	79,971				○
43	石岡市	茨城県	78,087		○		
44	福知山市	京都府	79,471		○		
45	守山市	滋賀県	77,987		○		
46	田辺市	和歌山県	77,749		○		
47	大田原市	栃木県	76,821		○		
48	佐伯市	大分県	75,341		○		
49	敦賀市	福井県	67,654		○		
50	塩尻市	長野県	67,625		○		
51	丹波市	兵庫県	66,525		○		
52	十和田市	青森県	65,148		○		
53	白河市	福島県	63,369		○		
54	玉野市	岡山県	63,117		○		
55	日向市	宮崎県	62,654		○		

56	直方市	福岡県	57,361		○		
57	日南市	宮崎県	56,333		○		
58	山鹿市	熊本県	54,145		○		
59	向日市	京都府	53,639				○
60	千代田区	東京都	48,924	特別区			○
61	小城市	佐賀県	44,783		○		
62	滝川市	北海道	42,772		○		
63	府中市	広島県	41,311		○	—	
64	三沢市	青森県	40,842		○		
65	稚内市	北海道	37,720		○		
66	久慈市	岩手県	36,244		○		
67	四万十市	高知県	35,432		○		
68	大野市	福井県	34,230		○		
69	上山市	山形県	32,886		○		
70	遠野市	岩手県	28,723		○		
71	富良野市	北海道	23,831		○		
72	豊後高田市	大分県	23,485		○	○	
73	砂川市	北海道	18,641		○	—	

※人口：推計人口（国勢調査による人口（法定人口）を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。掲載データは平成24年9月1日～12月1日現在の値）

※政令指定都市：地方自治法第252条の19第1項に定める政令による指定を受けた法定人口50万以上の市

※中核市：地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた法定人口30万人以上の市

※特例市：地方自治法第252条の26の3第1項に定める政令による特別指定を受けた法定人口が20万人以上の市



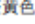
※特別区：地方自治法第281条第1項で「都の区」と規定される市に準ずる基礎的地方公共団体

※中活認定市又は都市再生緊急整備地域は「○」、計画期間が終了した認定市は「—」

〈参考3〉

中心市街地活性化基本計画認定市の分布状況マップ

認定市(110市)は、全国各地に及んでいるが、例えば浜松市と豊橋市、下関市と北九州市のように隣接している例もある。
※中心市街地が隣接しているわけではない。

- ※  = 認定市
- ※  = 認定市のうち、他の認定市と隣接している市
- ※  は平成11年4月以降に合併(平成の大合併)した市町村

